

さいたま市立太田小学校 P T A 細則

- 第 1 条 文書の発送は会長の承認のもとに学校で行う。
- 第 2 条 会長印は、副会長が保管し、会長に連絡の上使用する。
- 第 3 条 慶弔は次の基準によって行う。
1. 見舞金
児童・会員の病気及び事故の場合、本部会の協議による。
 2. 弔慰金
イ. 児童 5, 0 0 0 円
ロ. 会員または配偶者 5, 0 0 0 円
 3. 謝恩品
教職員の転退職の謝恩品は、5, 0 0 0 円程度とする。
 4. 表彰
イ. 会長がその職を退いた時。
ロ. 在任期間 2 年以上の副会長、幹事、会計がその職を退いた時。
 5. その他特別の事情のあるときは、本部会で協議の上定める。
- 第 4 条 会計監査は、年度末及び必要に応じて会計監査委員がこれを行う。
- 第 5 条 専門委員会構成委員及び構成人数は合同会議において決定する。
- 第 6 条 本細則の変更は合同会議で議決する。

附 則

1. 本細則は、昭和 4 4 年 3 月 1 3 日より施行する。
2. 本細則は、昭和 5 3 年 5 月 8 日より施行する。
3. 本細則は、昭和 6 1 年 5 月 2 7 日より施行する。
4. 本細則は、昭和 6 3 年 5 月 1 3 日より施行する。
5. 本細則は、平成元年 5 月 1 1 日より施行する。
6. 本細則は、平成 4 年 5 月 7 日より施行する。
7. 本細則は、平成 1 2 年 3 月 4 日より施行する。
8. 本細則は、平成 1 3 年 5 月 2 日より施行する。
9. 本細則は、平成 2 5 年 5 月 2 日より施行する。
10. 本細則は、令和元年 5 月 1 6 日より施行する。